

天神町会館運営規約

(目的)

第1条 この規約は、天神町会館（以下「会館」という）運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(運営管理)

第2条 会館の運営管理は、天神町自治会で選出した委員があたる。

(運営委員会)

第3条 委員は選出により、会長1名、副会長2名、会計1名、書記1名、会計監査2名、事務員を含めた運営委員会を構成する。

- 委員の任期は、自治会の規定を準用する。
- 運営委員会は、会計年度終了後に、年間の活動及び収支等を自治会総会で報告し、承認を得ることとする。

(会館の使用)

第4条 会館は、地域住民の親睦、福利厚生、交流の場として使用することを原則とする。

- 自治会及び会員が使用しない場合で、運営委員会が必要と認めるときは他の団体等に使用させることができる。

(使用の制限)

第5条 会館は、次の各号に該当する場合は使用できない。

- 自治会または会員の利益に反するとき。
- 公序良俗に反するとき。
- 危険物を持ち込むとき。
- ペットを持ち込むとき。
- その他、運営委員会が使用を適当でないと認めるとき。

(使用の申し込み)

第6条 会館を使用する場合は、前日までに天神町自治会事務員に申し込み、使用の許可を受けることとする。

受付日時 天神町会館（月・水・木午前10時～12時15分）

(使用料)

第7条 使用料は次の表の通りとする。

但し、自治会の運営のための会合、会員相互の交流会に利用する場合には無料とする。

部屋名	A	B
1階 天神の間	1300円	2600円
2階 桜の間	700円	1400円
2階 松の間	600円	1200円
2階 梅の間	600円	1200円
A・Bの区分について	利用者の50%以上が天神町自治会会員である場合	Aに該当しない場合

(使用時間)

第8条 使用時間は次の通りとする。

午前の部	午前9:00～午後1:00まで
午後の部	午後1:00～午後5:00まで
夜間の部	午後5:00～午後10:00まで

(鍵の受け渡しと返却方法)

第9条 鍵の受け渡しと返却はZ-ONE（ナガシマストア）でおこなう。

鍵は当日受け取り必ず当日返却すること。閉店後は店の出入口左側にあるポストに入れる。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 使用後は清掃のうえ整理整頓し、現状に復すること。
- (2) 退去の際は、火気・エアコン及び戸締まりを確認すること。
- (3) 天神町会館利用日誌に必ず記入すること。
- (4) 他の利用者及び付近住民に迷惑を及ぼさないこと。
- (5) 全館禁煙とする。

2. 使用者が故意または重大な過失により、施設や備品等を破損もしくは紛失したときは、その損害を賠償することとする。

(維持費用等)

第11条 会館の建物及び付帯設備等の維持保存等に必要な経費は、自治会が負担する。

(規約の改正)

第12条 この規約を改正は変更しようとするときは、自治会、運営委員会の決定を経るものとする。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、施行上必要な事項については、自治会、運営委員会に委任する。

付則 本規約は、平成6年4月1日から施行する。
本規約は、平成16年4月1日から施行する。
本規約は、平成18年4月1日から施行する。
本規約は、平成22年10月1日から施行する。
本規約は、令和元年10月1日から施行する。